○雑餉隈町区規約

第１章　総則

（名称及び事務所）

第１条　本区は、雑餉隈町区と称し、区内の居住民をもって組織し、事務所を区公民館（以下「公民館」という。）に置く。

（目的）

第２条　本区は、区住民相互の融和と親睦を図るとともに、区住民の積極的な協力により、環境の整備と福祉の増進を図り、もって区及び市の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第３条　本区は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

⑴　区住民の福祉の増進、環境衛生の改善及び防災、防犯等に関すること

⑵　公民館活動及び区住民の学習活動に関すること

⑶　その他目的達成に必要なこと

第２章　役員

（役員）

第４条　本区に次の役員を置く。

⑴　区長（公民館長兼務）　　１名

⑵　副区長（副公民館長兼務）　１名

⑶　会計　　１名

⑷　運営委員　　１２名以内

⑸　会計監査　　２名

２　前項の規定にかかわらず、本区に必要に応じて顧問を置くことができる。

３　顧問は、役員会の同意を得て、区長が委嘱する。

（役員の任務及び任期）

第５条　前条の役員の任務は次のとおりとし、その任期は２年とする。ただし、同条第１項第１号から第３号までの役員（以下「三役」という。）については、同一職における引き続いての再任は、原則として１回までとするが、これを超えて再任しようとするときは、その事由を明らかにし、総会に付議しなければならない。また、運営委員及び会計監査（以下「他の役員」という。）については、再任を妨げない。

⑴　区長は、公民館長を兼務し、区を代表し区及び公民館業務を統括する。

⑵　副区長（副公民館長）は、区長を補佐し、区長に事故あるときはこれを代行する。

⑶　会計は、本区の会計経理を掌理する。

⑷　運営委員は、区長の諮問に応じ、重要事項を審議するとともに、本区の事業の企画運営に参画し、これを分担して執行する。

⑸　会計監査は、本区の会計を監査する。

２　役員に欠員が生じたときは、ただちに補充するものとする。ただし、補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の選出）

第６条　役員のうち三役は、区長経験者及び運営委員代表２名の合計７名以内で構成する「選考委員会」で選出し、総会で決定する。

２　他の委員は、三役で協議のうえ選出し、総会で決定する。

３　役員が任期途中で退任した場合の後任の役員の選任については、前２項の規定の例による。ただし、これらの場合は、選出した後任役員を区住民に通知することをもって総会の決議に代えることができる。

第３章　会議

（会議）

第７条　本区の会議は、次のとおりとする。

⑴　総会

⑵　役員会
⑶　組長会
（会議の開催）
第８条　前条の会議は、次により開催する。
⑴　総会は、本区の最高議決機関とし、年１回開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができるものとし、この場合の構成は、各組から２名ずつ選出された代議員とする。
⑵　役員会は、第４条第１項第１号から第４号及び同条第２項の役員で構成し、総会に付議する事項及び区長の諮問に応じて重要事項等を審議する。
⑶　組長会は、区長の指示のもとに、日常、組の運営等にあたる。
（会議の成立および議決）
第９条　総会は、全世帯の４分の１以上の出席がなければ成立しない、ただし、委任状により権限を委任することができる。
２　代議員による臨時総会は、代議員の過半数の出席がなければ成立しない。ただし、委任状により権限を委任することができる。
３　役員会は、定員の過半数の出席がなければ成立しない。
４　本区の全ての会議は、出席者の過半数の同意を得なければならない。ただし、本規約の改正については、出席者の３分の２以上の同意を得なければならない。

第４章　会計

（会計年度）
第 10 条　本区の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
（予算及び決算）
第 11 条　本区の予算は、総会において議決し、決算は、会計監査を経て総会の承認を得なければならない。
（区費）
第 12 条　区住民は、世帯毎に区費を収めるものとする。ただし、特別の事情がある場合は、これを減免することができる。
２　区費の額は、総会において決定する。
（運営費）
第 13 条　本区の運営に要する経費は、区費、補助金、公民館使用料及びその他の収入をもってこれにあてる。

第５章　雑則

（委任）
第 14 条　この規約の施行に関し必要な事項は、区長が役員会に諮り定める。

附　則

１　この規約は、昭和３５年４月１日から施行する。
２　この規約は、昭和４４年４月１日一部を改正する。
３　この規約は、昭和４４年５月２４日一部を改正する。
４　この規約は、昭和５０年３月８日一部を改正する。
５　この規約は、昭和６２年４月２０日一部を改正する。
６　この規約は、平成５年６月３日一部を改正する。
７　この規約は、平成６年４月２４日全部を改正する。
８　この規約は、平成１７年４月１０日一部を改正する。
９　この規約は、平成１８年４月９日一部を改正する。
10　この規約は、平成２４年４月２２日一部を改正する。
11　この規約は、平成２６年４月２０日一部を改正する。